

# 松山ーソウル線女子旅魅力発信事業業務委託 企画コンペ実施要領

## 1 目的

この要領は、松山ーソウル線女子旅魅力発信事業業務委託の企画コンペに参加しようとする者（以下「提案者」という。）が留意すべき事項について定めたものであり、提案者は以下の事項を了知し、企画提案書を提出するものとする。

## 2 業務の概要

- (1) 委託内容 松山ーソウル線女子旅魅力発信事業仕様書のとおり
- (2) 事業期間 契約締結の日から平成 31 年 2 月 28 日（木）まで
- (3) 予算額 2,500 千円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

## 3 企画提案の参加資格

以下の資格要件を全て満たしていること

- ①本事業の業務の遂行にあたり、十分な能力を有すること
- ②地方自治法施行令第 167 条の 4（一般競争入札参加資格者の資格）の規定に該当しないこと
- ③企画提案書の受付期間中において、愛媛県から競争入札への指名停止を受けていないこと
- ④愛媛県競争入札参加資格者名簿に登録されていること（もしくは、企画提案書提出時まで登録が予定されていること）
- ⑤企画提案書の受付期間中において、会社更生法に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法に基づく民事再生手続き開始の申し立て及び破産法に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていないこと
- ⑥企画提案書の提出期限の日前 6 月間において、振り出した手形又は小切手が不渡りとなり、銀行当座取引を停止されていないこと
- ⑦役員等、又は経営に事実上参加し若しくは実質的に経営を支配している者が、暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団の関係者をいい、愛媛県暴力団排除条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等を含む。）でないこと

## 4 企画コンペへの参加表明

企画コンペへの参加の有無について、平成 30 年 10 月 19 日（金）17:00（必着）までに、別添の松山ーソウル線女子旅魅力発信事業業務委託の企画コンペ参加意向表明書（様式 1）を持参又は郵送にて提出する。

共同企業体で参加しようとする者は、委託業務共同企業体参加資格者誓約書（様式 4、様式 4-1 も併せて）を、持参又は郵送にて提出する。

※委託業務共同企業体協定書（様式 4-2）は、契約締結時に提出したので構わない。

※提出先：「10 問い合わせ先・提出先」を参照

## 5 企画提案書の提出

### (1) 作成方法等

①提案内容 別添の松山ーソウル線女子旅魅力発信事業仕様書により提案すること

②形式 原則としてA4判、縦、横書き、左綴じとする（着色可）

③表紙 提案書の表紙には、

- ・宛名 「松山空港利用促進協議会 会長」
- ・タイトル 松山ーソウル線女子旅魅力発信事業企画提案書
- ・提出年月日
- ・会社名（正本のみ押印）

を記載すること

※質問がある場合は、別添の松山ーソウル線女子旅魅力発信事業業務委託の企画コンペに係る質問書（様式2）により平成30年10月19日（金）までに「10 問い合わせ先・提出先」あてファックス又は電子メールで送付すること。（電話、来訪など口頭による質問は受け付けない。）

なお、質問及び回答の内容は、企画提案公募に参加する者全てに電子メールで送付する。ただし、質問又は回答の内容が特定の質問者の具体的な提案事項に密接に関わる場合は当該質問者にのみ回答する。

### (2) 提出部数

企画提案書 5部（うち正本1部）、見積書 5部（うち正本1部）

※企画提案書の補足資料を動画で提出する場合は、DVDに収録し5枚提出すること。

### (3) 提出期限及び提出先

提出日 平成30年10月26日（金）17:00までに提出

提出先 「10 問い合わせ先・提出先」まで持参又は郵送とする。

### (4) その他

参加申込書を提出した後に参加を辞退する場合は、松山ーソウル線女子旅魅力発信事業業務委託の企画コンペに係る辞退届（様式3）を持参又は郵送により提出すること。

## 6 企画提案書の評価

企画提案の評価については、提出された企画書をもとに審査を行う。（プレゼンテーションは実施しない。）審査結果については、すべての提案者に書面で通知する。

なお、審査・選定結果に関する質問には応じないものとする。

### 【選考のポイント】

提案された企画は次の項目により審査する。

審査項目	内容
コンセプト	・事業趣旨を理解した提案となっているか。
企画力	・松山ーソウル線の認知度向上とともに同線の魅力が最大限伝わる内容となっているか。

PR戦略	・若年層に対して広告効果が期待できる広告媒体の使用、頻度となっているか。
事業 推進体制	・提案事業の実施に適切な組織体制になっているか。 ・スケジュールに無理がなく、作業手順は効率的なものであるか。
経済性	・事業実施に要する経費は適切なものとなっているか。

## 7 契約方法

- (1) 委託契約にあたっては、選定された企画提案の内容を直ちに契約内容とするものではなく、松山空港利用促進協議会が委託候補者と提案内容に沿って契約内容についての協議・調整を行った上で、双方が合意に至った場合に契約を締結する。その際、協議等の結果に基づき、企画提案の内容の一部を変更する場合がある。
- (2) 別添「委託業務仕様書」は、本件業務の最低水準を示したものであり、委託候補者の企画提案の内容によって、締結する契約書に添付される仕様書は、松山空港利用促進協議会と提案者との協議等の結果に基づき、委託業務の内容が追加又は修正される場合がある。

## 8 提案者が1者又はいない場合の取扱い

- (1) 提案者が1者の場合  
提案者が1者のみの場合、審査の結果において評価得点が総評価得点の6割以上であるときは、当該提案者と本委託業務の契約の手続きを行うものとする。
- (2) 提案者がいない場合  
ホームページでその旨を公表するとともに、再度公募を行うものとする。

## 9 その他

- (1) 提案書作成及びこれに係る付帯作業の経費等に伴う費用は提案者の負担とする。
- (2) 企画提案書の提出は1者1提案とする。
- (3) 提出された提案書は、理由の如何を問わず返却しない。
- (4) 提案書提出後の再提出及び差替えは、原則として認めない。ただし、松山空港利用促進協議会から、書類の不足・不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じ、追加資料の提出を依頼する場合がある。

## 10 問い合わせ先・提出先

〒790-8570 愛媛県松山市一番町4丁目4番地2

松山空港利用促進協議会

〔事務局：愛媛県 経済労働部 観光交流局 国際交流課  
国際線振興係 加藤〕

T E L : 089-912-2313 F A X : 089-921-5931

E-mail : kokusai@pref.ehime.lg.jp